

公益社団法人
危機管理協会のご案内



ごあいさつ

現在、自衛隊、警察、消防等の隊員及び職員は、災害をはじめ各種事態に対して各地で活躍しています。しかし、それぞれの主任務を有するこれらの隊員及び職員が、現在の人的状況から見て「武力攻撃事態時の国民保護」のために積極的な活動を行うことは、大変難しい状況にあることが考えられます。

諸外国などの状況を見ますと、市民団体などが中心となり各種事態に対処を行い、様々な備えをもって自発的に危機管理を行っております。

こういった状況から、我が国でも国民が主体となり、統制の取れた危機管理体制を構築するとともに、現在ある各種市民団体等とのネットワーク化を図ることにより、公の活動を支援する体制が必要不可欠となります。また、国民一人一人の危機管理意識の高揚することができ、事態に対処できる市民体制の確立も急務でございます。

これらの思いを具現化させるため発足いたしましたのが、この危機管理協会（呼称：[CMA/シーマ](#)）でございます。なお、平成22年3月10日に内閣府より公益社団法人の認定を賜りました。今後、公益社団法人危機管理協会として、ますます広く公益性を意識し活動して参ります。皆様様の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 危機管理協会会長 **神山 清明**

沿革-----

2009. 6.19 一般社団法人「危機管理協会(呼称:CMA/シーマ)」設立
(公益法人化申請中)
2009. 7.19 危機管理協会ウェブサイト開設(<http://www.cma-j.org>)
2010. 3.10 内閣府より公益社団法人認定

協会の目的-----

武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号/国民保護法)の第4条の規定及び災害時の国民の避難誘導及びそれに関連する支援業務を関係官庁と密接に連携して実施することを目的としています。また、平素においては、上記に付帯した危機管理の教育及び訓練を行い、国民への危機管理等に関する知識の付与と能力の向上を図ります。

主な活動(平素)-----

1. 危機意識に対する国民の意識昂揚、啓蒙、普及のための教育訓練、イベント等の開催
2. 危機管理主任(CMA)の資格制度化
3. 国民保護及び防災に関する適合資器材等の認定(推奨)

主要メンバー-----

会長	神山 清明 元海上自衛隊操縦士
副会長	大塚 惟謙 元警察庁東北管区局長
副会長	砂子田 隆 元消防庁長官
専務理事	前田 秀一 元海上自衛隊操縦士
理事	竹中 勇二 民間防災コンサルタント
理事	木村 尚紀 元航空自衛隊空将補
理事	宇野 稔 民間輸送コンサルタント
理事	長尾 齊 元航空自衛隊空将補
監事	石井 保浩 民間経営コンサルタント、現税理士



活動内容の細部

1. 危機管理主任(CMA)の資格制度化

□ 背景

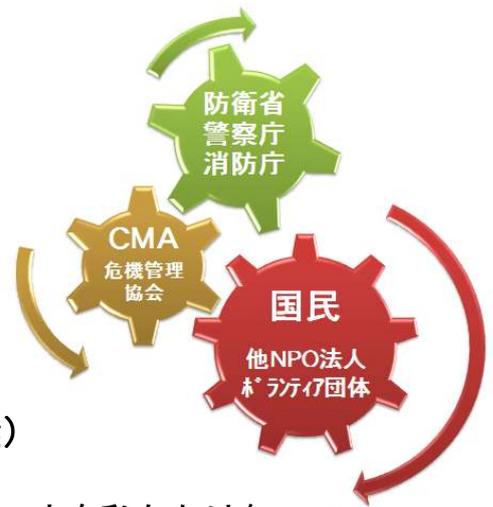
有事(災害を含む)の際、市民を安全な場所へ誘導及び避難場所でサポートをするためには、統制の取れた誘導及び支援が不可欠です。この統制がとれた活動を実施するためには、強力なリーダーシップを発揮できる人材が必要となります。当協会では、これらの統制ができる者を育てるべく、「知識」「技能」「判断力」及び「統率力」の必要要件に絶対的な評価を加えた資格制度、危機管理主任(シーマ)を誕生させました。

□ CMA資格の内容

級	呼称	位置付け	受験資格		対処可能な範囲等	
			年齢	その他		
危機管理主任	1級	CMA 1	全般指揮又は大規模指揮	28歳以上	CMA2に合格して2年を経過した者。自衛隊の1尉、警察の警部、消防の消防司令以上の階級にあった者。または、同等の能力を有する者。	国民保護及び防災に関する総合的な知識を有し、実務活動に必要な各種調整を行うことができ、100名程度の市民を管理、誘導等を行う能力を有する者
	2級	CMA 2	中規模指揮	23歳以上	CMA3に合格して1年を経過した者。自衛隊の3尉、警察の警部補、消防の消防司令補の階級にあった者。または、同等の能力を有する者。	国民保護及び防災に関する専門的な知識を有し、実務活動に必要な各種調整を行うことができ、30名程度の市民を管理、誘導等を行う能力を有する者
	3級	CMA 3	小規模指揮	20歳以上	同区分のCMA4に合格した者。自衛隊の士長、警察の巡查長、消防の消防士長の階級にあった者。または、同等の能力を有する者。	国民保護及び防災に関する専門的な知識を有し、実務活動に必要な各種調整を行うことができ、10名程度の市民を管理、誘導等を行う能力を有する者
		CMA 3B 防災			CMA4B(防災)に合格した者。	防災に関する専門的な知識を有し、実務活動に必要な各種調整を行うことができ、10名程度の市民を管理、誘導等を行う能力を有する者
	4級	CMA 4	実務者	18歳以上	地域において自衛隊、警察、消防等とともに公の訓練に参加した経験のある者。	国民保護及び防災に関する一般的な知識を有し、実務活動に必要な各種調整を行うことができ、2名程度の市民を管理、誘導等を行う能力を有する者
		CMA 4B 防災			受験制限なし。	防災に関する一般的な知識を有し、実務活動に必要な各種調整を行うことができ、2名程度の市民を管理、誘導等を行う能力を有する者
危機管理補助者 CMa		有知識者	中高生以上		国民保護及び防災に関する概ねの知識を有するとともに、当該活動に興味を有する者	

2. 危機意識に対する国民の意識昂揚、啓蒙、普及のための教育訓練、イベント等の開催

- 有資格者による政府、地方公共団体主催の国民保護、防災訓練等へ参加
- CMA主催の危機管理セミナーの開催
- CMA主催の危機管理対処訓練の実施
- CMA主催の国民保護及び防災イベントの開催
- CMA認定商品等の展示イベントの開催
- CMA機関誌の発刊
- 危機管理主任試験用テキストの発行、販売
- 試験合格者に対してCMAベストの配布
- 危機管理優良組織の表彰



3. 国民保護及び防災に関する適合資器材等の認定(推奨)

趣旨

有事の際は、平素に準備していたものが大いに役立つことを私たちは知っています。しかし、「喉もと過ぎれば暑さ忘れる」とも言われるくらい、平素は面倒くささが先に立ち、置き去りがちになります。私どもは、有事(災害を含む)に備えて価値あるものを事前に選定し、それらに危機管理認定(推奨)(CMA認定)し、CMA認定(推奨)マークを付与させてもらうことを考えました。これにより、万一の事態に役に立つ商品を確認できるとともに、平素はそれらを備蓄することにより費用対効果に優れた資器材であることをお知らせできるものと考えました。

このCMA認定(推奨)マークが、国民への危機の予知、回避、応急措置、救命措置及び国民保護への意識昂揚、啓蒙に役立つ一つになると考えております。

実施内容等

国民保護及び防災に関する適合資器材等の認定(推奨)

国民保護及び防災に関するアイデア開発、取り組み等への助言及び支援
認定(推奨)資器材等の使用促進のための支援

CMA認定(推奨)マーク

認定(推奨)資器材商品判定のための基準作成及び判定の実施に関しては、危機管理協会のCMA認定委員会で行います。

CMA認定(推奨)の区分(一例)

A:組織 B:対生物兵器 C:対化学兵器 D:防災
E:脱出関連 F:食品 G:一般 H:身障者用品
J:娯楽製品 L:女性用品 M:医療品 P:エネルギー
R:救助関連 S:日用品 T:輸送関連 W:衣服関連 ほか

* CMA認定(推奨)マークは、他の認可に代わるものではなく、本来の認可を受けた後にCMA認定(推奨)を行うことで、各種事態等への対応に適したものであることを示すものです。



(社)危機管理協会

公益社団法人危機管理協会の組織

□ 本部事務局

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-5-1オイスタービル601
Tel: 03-6690-2684 Fax: 03-3662-7779

□ 都道府県(地方)支部

● 北海道支部

〒066-0078 千歳市勇舞8-6-10 千歳ゆうまいタウンプラザE-102
Tel & Fax: 0123-23-8341

● 関西地方支部(兼ねる奈良支部)

〒630-0251 奈良県生駒市谷田町808
Tel: 0743-74-6800(代表) Fax: 0743-75-3599

● 他は、現在調整中

□ 組織図

